

## 自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令(案)に係る意見と対応の考え方

	意見の概要	件数	対応の考え方
1	動物を放つことだけでなく、ペットの持ち込みも原則禁止すべきである。マナーとして連れ込みを控えるよう利用者の理解をえるための普及啓発を今回の改正を機会に積極的に行うべきである。	4	今回の改正により規制されるのは国立・国定公園の特別保護地区内及び原生自然環境保全地域において動植物を放出する行為であり、持ち込む行為を罰則をもって禁止するものではありません。 なお、例えば、国立・国定公園の山岳部などでは、以前より他の公園利用者や野生動物への配慮からペットの持ち込みの自粛を要請している地域もあります。今回の改正により、このような取扱いが変わるものではありませんので、以前同様、ご理解とご協力をお願いいたします。
2	今回の法改正では、逆にリードをつければ国立・国定公園特別保護地区内及び原生自然環境保全地域内において動物を連れて登山することにお墨付きを与えることになるので、同地域内へのリードをつけての犬連れ登山を禁止することを付け加えてほしい。	2	また、マナーの問題に止まらず、ペット同伴での立入りを罰則をもって制限する必要が生じた場合は、自然公園法第15条に基づく「利用調整地区」や自然環境保全法第19条に基づく「立入制限地区」の指定を行うことが考えられます。
3	愛犬を伴っての散策や登山をも禁止するわけではないと理解する。動物の放出とは、あくまで、リードから犬をはずして、いわゆるオフリード状態を指すものと理解する。オンリードでマナーを守って自然を楽しんでいる人はたくさんいるので、犬連れ禁止にならないようお願いする。	1	
4	人間そのものの規制も必要ではないか。今でも登山ブームは問題になっているようなので(自然破壊、遭難等)、入山制限等の規制が敷ける体制作りが必要と考える。	1	入山制限については、必要と認められる地域がある場合は、自然公園法ですでに規定されている「利用調整地区」、自然環境保全法で規定されている「立入制限地区」を指定することで対応することになります。
5	魚類の保護やスポーツフィッシングの目的で行われる「キャッチアンドリリース(再放流)」は、規制に含まれないことを明確してもらい、魚類保護、自然保護の阻害とならないよう対応をお願いしたい。	1	捕獲した動物を捕獲後直ちに当該捕獲した場所に放つことについては、生態系への影響が軽微と考えられることから、自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則で許可を必要としない行為として規定する予定です。 ただし、動物の捕獲については、法令の規定に適合していることが必要です。
6	秋さけ定期網漁業で漁獲される、秋さけ等は、さけ・ます人工増殖事業に支えられており、漁家経営の安定のため、国民への食糧供給の観点から、さけ・ますふ化放流事業の安定的な継続が不可欠である。さけ・ます類の放流を規制から除外し、ふ化放流事業が継続できるよう強く要望する。	12	特別保護地区内で現に漁業活動を行っている漁業者の生業の維持に留意することとします。 ご指摘の点については、水産資源保護法の規定により農林水産大臣が定める人工ふ化放流に関する計画又は道県知事が定める人工ふ化放流に関する計画に基づきさけ又はますを放流することについては、許可を必要としない行為として規定する予定です。

7	<p>今回の改正案の中で、不要許可行為として、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)の認定保護増殖事業等に係る動植物の放出等」を挙げているが、増殖事業で人工的な環境下にあった動植物を数量・時期等考慮せず、記録をつけずにむやみに放出すると、野生動植物等生態系に影響を及ぼす可能性がある。認定保護増殖事業等は民間でも認定可能なので、それらの放出については数量・時期・個体の状態(成体か幼体か等)などの記録を提出させるなど、要許可とすべきである。</p>	1	<p>種の保存法の認定保護増殖事業等については、種の保存法の認定を受ける際に、数量・時期・個体の状態等を確認しており、認定保護増殖事業により、むやみに放出することはありませんので、御懸念の事態は生じないものと考えています。</p>
8	<p>国立・国定公園の特別保護地区以外の地域や原生自然環境保全地域以外の地域(国立・国定公園の特別地域、海中公園地区、自然環境保全地域の特別地区等)においても、国立・国定公園の特別保護地区及び原生自然環境保全地域と同様に規制をかけるべきである。</p>	3	<p>今回の改正は、もっとも厳正な保護規制を有する地域から優先的に対策を実施していこうとするものです。 国立・国定公園の特別保護地区及び原生自然環境保全地域以外の地域については、今後、今回の規制改正による効果も踏まえつつ、効果的な対策のあり方を検討していきます。</p>
9	<p>近年、海域における外来種の遺棄も発見されており、海域においても規制をかかえるべきである。</p>	1	
10	<p>「景観の維持に影響を及ぼす」ではなく「生態系の維持に影響を及ぼす」とすべきである。自然公園法第3条(国等の責務)第2項に「自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として」と明記されており、景観のみならず生態系の保全も重要である。</p>	1	<p>自然公園法における「景観」の定義には、単に景観工学的な見る見られるの関係だけではなく、その景観を構成する植物、動物、地質、鉱物等の自然物若しくはこれらに基づく自然現象又は史蹟、遺蹟等の文化景観も含まれるとの解釈を行っています。このため、景観の維持とは生態系の維持を含む概念です。</p>
11	<p>地方分権の関連から都道府県に対して規制をかけることが難しくとも、都道府県立自然公園及び都道府県自然環境保全地域においても、外来生物の遺棄等の防止のために周知徹底すべきである。</p>	1	<p>地域を問わず、外来生物の遺棄等を防止することは重要であり、広く普及啓発を行っていくこととしています。</p>
12	<p>国立・国定公園の普通地域及び自然環境保全地域の普通地区は、いわゆるバッファゾーンの役割を果たすことが可能と考える。従って、国立・国定公園の普通地域及び自然環境保全地域の普通地区は、外来種の遺棄防止の為に普及・啓発を重視した取り組みを行い、国立・国定公園の特別保護地区等は、規制を徹底する方策を検討すべきである。</p>	1	<p>今回の改正は、もっとも厳正な保護規制を有する地域から優先的に対策を実施していこうとするものです。国立・国定公園特別保護地区及び原生自然環境保全地域以外での規制については、今後、今回の規制改正による効果も踏まえつつ、効果的な対策のあり方を検討していきます。 普及啓発の実施については11の回答のとおりです。</p>

13	今回の改正では、非意図的な持ち込みについては規制対象外となるが、利用者や事業者に対して注意義務を課すよう検討すべきである。	1 今回の規制は、国立・国定公園の特別保護地区又は原生自然環境保全地域において意図的に生物を放出することを規制するものであり、意図的か非意図的かを問わず、持ち込み自体を罰則をもって禁止するものではありません。 しかしながら、非意図的な外来生物の侵入による被害を防止する観点から、必要に応じて利用者等に対する注意喚起を実施していきます。
----	---	--